

一般社団法人日本語学校ネットワーク  
賛助会員規約

第1条 (目的)

この規約は、一般社団法人日本語学校ネットワーク定款第10条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって関係者の当法人に対する協力・理解を高めることにより、当法人の事業活動の推進に資することを目的とする。

第2条 (資格)

当法人の主旨に賛同し、当法人の事業の円滑な実施に協力しようとする下記の者を賛助会員とする。

- (1) 文部科学大臣により日本語教育を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関として認定を受けた留学のための課程を置く日本語教育機関、又は法務大臣により官報に告示された日本語教育機関で、当法人の目的に賛同する者。  
(会員名簿には一般会員として掲載する)
- (2) 前項以外の者で、当法人の目的に賛同する者。(会員名簿には特別会員として掲載する)

第3条 (加入)

賛助会員は、当法人代表理事の承諾を得て、加入するものとする。

第4条 (会費)

賛助会員は、別に定める年会費を納入するものとする。

第5条 (脱退)

賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ当法人に届出て脱退するものとする。

第6条 (除名・登録抹消)

当法人は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 当法人の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (2) 故意又は重大な過失により、当法人の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (3) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員
- (4) 相当期間の会費の未納があり、当法人からの会費納入請求にもかかわらず会費

納入を行わない賛助会員については、登録抹消の手続きを行う。

#### 第7条 (その他)

賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

#### 附則

- 1 この規約は、平成 26 年 10 月 10 日より施行する。
- 2 第 3 条の規定にもかかわらず平成 26 年 10 月 1 日現在、旧日本語学校ネットワークの会員については、自動的に一般賛助会員とする。
- 3 令和 3 年 11 月 1 日第 2 条及び第 6 条改定
- 4 令和 6 年 11 月 1 日第 2 条改定